

実施した取組の成果と今後の方向性

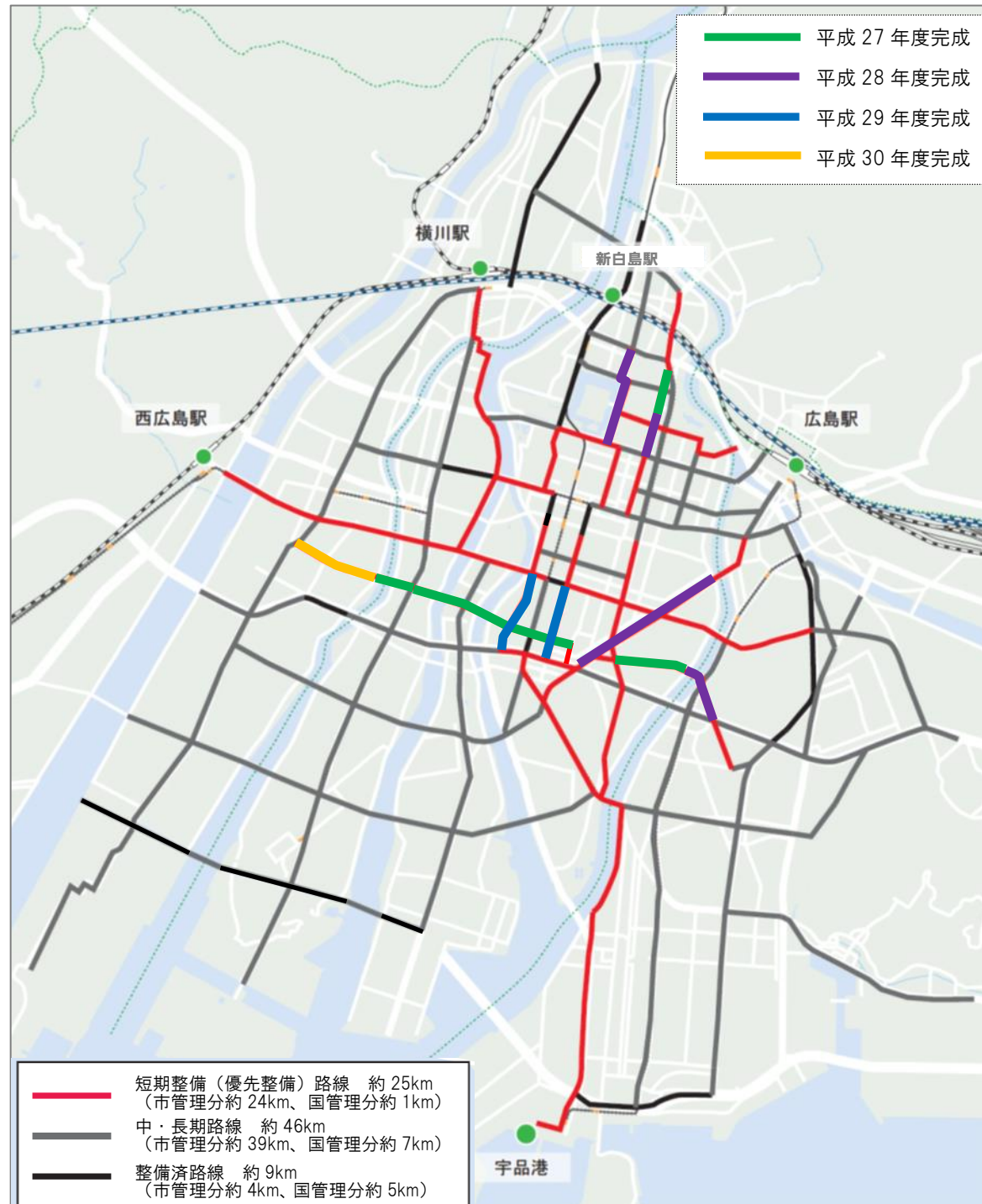
I 走行空間整備 -はしる-

施策1 自転車走行ネットワークの形成

取組 1-1 デルタ市街地での自転車走行空間の整備

取組 1-2 デルタ市街地以外での自転車走行空間の整備

- 自転車利用の多いデルタ市街地において、車道走行を基本とした「広島市自転車走行空間整備計画(デルタ市街地編)」を平成27年2月に策定しました。
- 本計画に基づき、平成30年度までに約6.7kmの自転車走行空間の整備を行いました。



《自転車走行空間の整備状況》

施策2 路面標示等の設置

取組 2-1 通行位置が分かりやすい路面標示等の設置

- 平成28年7月に国土交通省・警察庁により作成された「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、平成30年度の工事より矢羽根型路面標示に白線を設置しました。



《矢羽根型路面標示への白線設置》

- 自転車は車道走行が原則のため、通常、歩道上に自転車に対する注意喚起の路面標示は実施していませんが、自転車の利用状況を踏まえ歩行者の安全性を確保するために必要がある場合、歩道上に「自転車徐行」などの路面標示を実施しました。



《路面標示の実施事例》

2 取組の成果

自転車走行空間の整備による自転車の走行状況の変化を把握するため、整備の前後に実態調査を行いました。その結果、全ての調査箇所において、車道を走行する自転車の割合が増加し、また、車道を走行する自転車のうち、逆走（右側走行）する自転車の割合が減少しており、整備効果が確認できました。



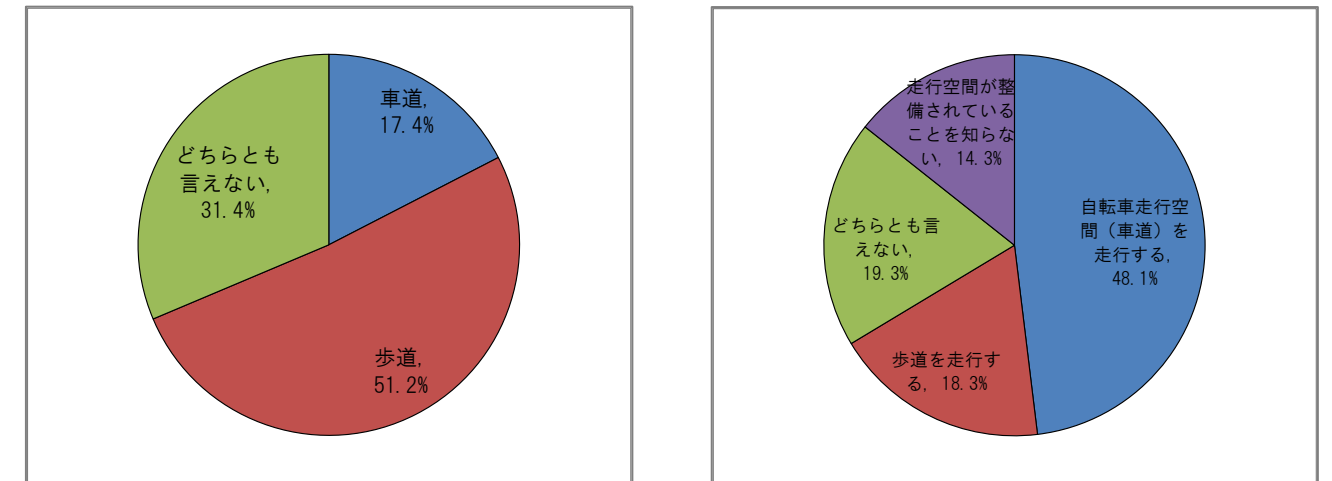
《実態調査箇所》

路線番号	車道を走行する自転車の割合			車道を走行する自転車のうち、逆走(右側走行)する自転車の割合		
	整備前	整備後	結果	整備前	整備後	結果
①	65%	76%	11ポイント増加	18%	4%	14ポイント減少
②	22%	44%	22ポイント増加	22%	9%	13ポイント減少
③	49%	54%	5ポイント増加	6%	2%	4ポイント減少
④	12%	25%	13ポイント増加	5%	2%	3ポイント減少
⑤	97%	99%	2ポイント増加	7%	3%	4ポイント減少
⑥	95%	98%	3ポイント増加	7%	5%	2ポイント減少

《実態調査の結果》

3 自転車利用者へのアンケート調査結果 (市営有料駐輪場利用者を対象に平成30年6月実施 N=958)

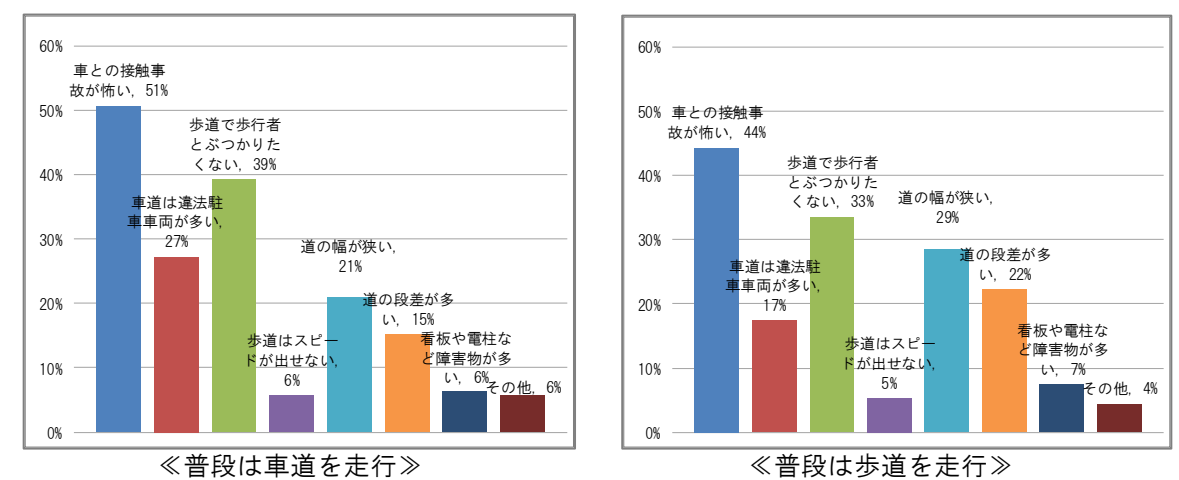
Q1 普段自転車を利用する際、道路のどこを走ることが多いか。 Q2 自転車走行空間が整備された路線で、どこを走っているか。(N=947)



調査結果では、51%の自転車利用者が「普段は歩道を走る」と回答しており、「普段は車道を走る」と回答した利用者は17%でした。

また、自転車走行空間の整備された路線でも、車道（自転車走行空間）を走行する自転車は48%にとどまっております、自転車走行空間が整備されていることを知らない利用者は14%でした。

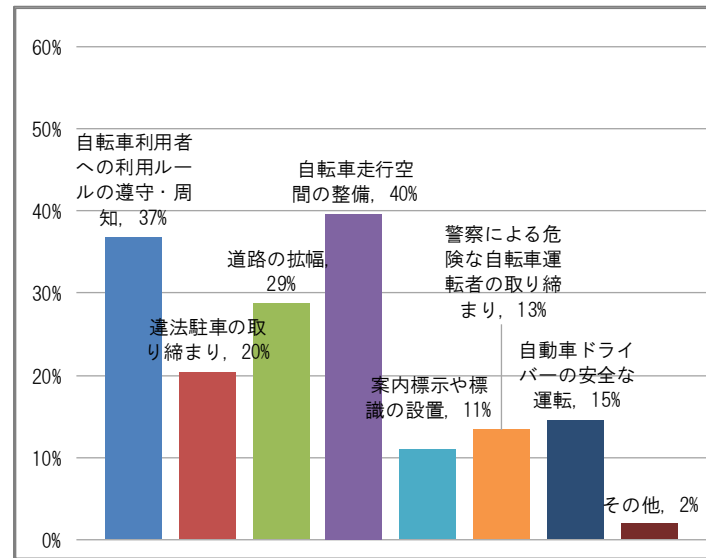
Q3 自転車を利用する際、走行する場所（歩道又は車道）で感じることは何か。(普段は歩道走行 N=472 普段は車道走行 N=158 複数回答)



調査結果では、普段は車道を走る自転車利用者については、「車との接触事故が怖い」が51%で最も多く、次いで「歩道で歩行者とぶつかりたくない」が39%、「車道は違法駐車車両が多い」が27%でした。

また、普段は歩道を走る自転車利用者については、「車との接触事故が怖い」が44%で最も多く、次いで「歩道で歩行者とぶつかりたくない」が33%、「道の幅が狭い」が29%でした。

Q4 自転車の車道走行を促すには何が重要と思うか。(N=892 複数回答)



調査結果では、「自転車走行空間の整備」が 40%で最も多く、次いで「自転車利用者の利用ルールの遵守・周知」が 37%、「道路の拡幅」が 29%でした。

4 今後の取組の方向性

- 自転車利用者へのアンケート結果では、普段は車道走る自転車利用者は「車との接触事故が怖い」と感じており、また、普段は歩道走る自転車利用者は「歩行者とぶつかりたくない」と感じていることから、引き続き、自転車走行空間の整備を進め、自転車利用者と歩行者の安全性の確保に努めます。

また、自転車走行空間が整備されていることを知らない自転車利用者が 14%であることから、自転車走行空間を整備した路線をホームページで公開するなど、その周知に取り組む必要があります。

さらに、自転車の車道走行を促すためには、「自転車走行空間の整備」に加え、「自転車利用者の利用ルールの遵守・周知」が重要との回答が多いことから、自転車の車道走行について更なる周知に努めます。

- 国土交通省及び警察庁により作成された『安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン』が平成 28 年 7 月に改正されたことにより、「広島市自転車走行空間整備計画（デルタ市街地編）」において整備形態の一つとして位置付けている「歩道での整備（歩道内での物理的分離、歩道での啓発サイン設置）」が整備形態から除外されるなどの齟齬が生じていることから、「広島市自転車走行空間整備計画（デルタ市街地編）」について、平成 31 年度中に見直しを行います。